青梅市告示第１７５号

青梅市下水道条例（昭和４８年条例第２号）第５条の３第１項の規定にもとづき青梅市指定下水道工事店を指定したため、青梅市指定下水道工事店規則（平成１３年規則第１０号）第７条の規定にもとづき次のとおり告示する。

令和８年１１月９日

青梅市長　大勢待　利　明

指定番号	商号または名称	営業所の所在地	代表者氏名
第３９０号	株式会社光水道設計事務所	東京都狛江市岩戸南４丁目２３番９－３１０号	霜鳥光明

以　上